平成２４年（フ）第２５４１号
愛知県瀬戸市北脇町263番地の２　新瀬戸ハイツ406
債務者　峰　　勇二
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５４２号
愛知県瀬戸市北脇町263番地の２　新瀬戸ハイツ406
債務者　峰　　裕子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３号
名古屋市中村区黄金通７－４　タウンコートＮ．Ｔ．Ｋ５Ｂ、住民票上の住所三重県津市一志町小山854番地123
債務者　福島ふみな
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６０号
愛知県刈谷市泉田町市場屋敷33番地
債務者　南里　信宏
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
大分県日田市吹上町５番40号
債務者　鍋倉美加子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第５５号
大分県日田市大字小迫1295番地１
債務者　石橋　光子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第１７９号
北海道室蘭市港北町２丁目33番27号
債務者　本間千寿子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２号
山形県鶴岡市本町２丁目１番９号
債務者　廣瀬喜美子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第６８８号
神奈川県平塚市豊田打間木603番地
債務者　小泉　真也
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第７１７号
神奈川県平塚市山下563番地の３
債務者　原田千鶴子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第８３号
石川県羽咋郡宝達志水町免田２の部54番地１
債務者　岡山　節子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１３１７号
京都市伏見区景勝町５番地の67
債務者　五味　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１８号
京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町24番地１　ソレーユ小栗栖101号
債務者　竹内　　茂
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５３４号
京都市伏見区小栗栖岩ケ淵町24番地１　ソレーユ小栗栖101号
債務者　竹内　明代
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５４３号
京都市右京区太秦椙ケ本町15番地12
債務者　満江由紀恵
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９０号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１８棟101号
債務者　山口　隆雄
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５９１号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１８棟101号
債務者　山口富久子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係